

議案第 4 9 号

水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 5 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例の一部を改正する条例

水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和 4 1 年板橋区条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「9, 1 0 0 円」を「9, 7 0 0 円」に改め、同項ただし書中「1 万 4, 2 0 0 円」を「1 万 4, 5 0 0 円」に改め、同条第 3 項中「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を削り、「2 1 7 円」を「1 0 0 円」に、「3 3 3 円」を「3 8 3 円を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 2 1 7 円」に改め、同条第 4 項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 2 項及び第 3 項（同項第 2 号に該当する扶養親族に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障がい補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金

等については、なお従前の例による。

- 3 新条例第5条第3項（同項第2号に該当する扶養親族に係る部分を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 4 適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例第5条第2項及び第3項（同項第2号に該当する扶養親族に係る部分に限る。）の規定に基づき支払われた損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたもの及び適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金等で適用日から施行日の前日までの間に係る分について支給すべきものに限る。）は、新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

（提案理由）

政令の改正に伴い、損害補償の算定の基礎となる額及びその加算額を改める必要がある。